

令和4年度 印西市民アカデミーだより 第8号

講座 8：相続について学ぶ

8月26日(金)、弁護士の渡邊大貴氏を講師に招いて、相続と遺言について学びました。そろそろ終活を意識しはじめる年齢のアカデミー生にとって、相続や遺言に関することは、非常に気になるところです。今回は、いつも以上にメモを取りながらしっかり学びました。

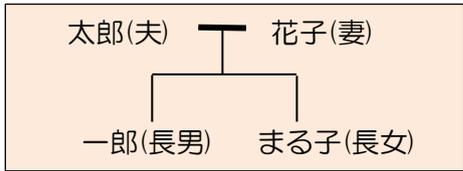


相続を考えるときは、「①遺言はあるか ②相続人は誰か、相続人の相続分はどれだけか ③相続財産はなにか、どのようにわけるか」がポイントになります。遺言がある場合は、遺言に従います。但し、相続人全員が反対の場合は遺産分割協議で決めることができます。遺言がない場合は、民法のルールに従います。(図1参照) 誰がどれだけ相続するかは簡単な家系図を書いてみるとよく分かります。下の問題に挑戦してみてください。

法定相続分
('どれだけ'相続するのか) 図1

配偶者	子 (孫、ひ孫など)	直系尊属 (親、祖父母など)	兄弟姉妹 (おい、めいなど)
A 全部	いない	いない	いない
B いない	全部	関係なし	関係なし
C いない	いない	全部	関係なし
D いない	いない	いない	全部
E 1/2	1/2	関係なし	関係なし
F 2/3	いない	1/3	関係なし
G 3/4	いない	いない	1/4

練習問題
山田さん一家は、太郎(夫)、花子(妻)、一郎(長男)、まる子(長女)の4人家族です。太郎さんは、400万円の財産を残して、先日亡くなりました。誰が、いくら相続しますか？



応用問題 ※挑戦してみてください！
1. Aさんが亡くなりました。200万円遺されました。誰が、いくら相続しますか？
2. Dさんが亡くなりました。300万円遺されました。誰が、いくら相続しますか？
3. AとDがとある飛行機に搭乗したところ、飛行機が墜落して、2人とも亡くなりました。Aは200万円、Dは300万円遺しました。誰が、いくら相続しますか？



父親 A さんには、母である妻 B がいいます。A の両親は昔すでに他界し、A には弟 C がいいます。A と B との間には、一人息子 D がおり、D は先日 E と結婚しました。

```

    graph TD
      C --- A
      A --- B
      A --- D
      D --- E
    
```

遺言書があれば亡くなった人が望むとおりに財産を相続させることができます。遺言の種類には、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。それぞれメリットとデメリットがありますので専門家や専門機関に相談し熟慮のうえ準備しておくことが重要です。

相続が争族にならないように、葬儀が争議にならないように、正しい知識と正しい手順をもとに対応することが大事です！